

株式会社青森みちのく銀行、あおもり創生パートナーズ株式会社
及び国立大学法人弘前大学との連携協力に関する協定書

株式会社青森みちのく銀行（以下「甲」という。）、あおもり創生パートナーズ株式会社（以下「乙」という。）及び国立大学法人弘前大学（以下「丙」という。）は、地域経済の発展及び産業振興を目指し、相互の理解と連携を強化するため、以下の通り連携協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の連携と協力により、それぞれの知的・人的資源等を有機的に活用することにより、地域経済の発展及び産業振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項についてお互いに連携協力する。

（1）地域文化・地域産業の発展及び地域課題の解決に関すること

- ① 若者の地域定着・還流の促進
- ② 地域の産業力強化、新産業創出、地域課題の解決

（2）新技術・新事業分野の創出及び事業化に関すること

- ① 創業・スタートアップ支援
- ② 大学発スタートアップ等の育成及び地域ファンドとの連携

（3）教育、人材育成及び生涯学習に関すること

- ① 地域企業とのマッチング
- ② 起業教育や金融教育等の学習機会の提供

（4）地域社会の調査研究に関すること

- ① 地域経済・産業に関する共同研究
- ② 若者定着の要因分析や地域振興策の検討

（5）本協定の目的を達成するために必要なこと

- ① 産学金の人材交流
- ② 上記連携事項を推進するための協力

2 前項の各事項に関する具体的な活動内容については、個別に甲乙丙協議を行ったうえで決定する。

（秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は、第2条第1項各号の連携協力により相手方から提供された秘密として明示された情報について、相手方の事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また、本協定の目的以外に提供された情報を利用しない。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（複写及び保管等）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務連携において知り得た情報の複写又は複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理、保管する。

（情報の返還等）

第6条 甲、乙及び丙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

（義務違反）

第7条 甲、乙及び丙は、第4条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏洩する恐れが生じたことを知った場合は、直ちに漏洩の防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（費用負担）

第8条 本協定に係る活動に関し、甲、乙及び丙において発生した費用については、甲、乙及び丙がそれぞれ自ら負担するものとする。

（第三者との協定及び活動の実施）

第9条 本協定は、甲、乙及び丙が第三者と同様な協定を締結すること、又は第2条に定める連携事項を行うことを制約するものではない。

（協定の期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和9年3月31日までとする。但し、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項、疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、相互に署名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和8年3月9日

（甲）青森県青森市橋本一丁目9番30号

株式会社青森みちのく銀行

取締役頭取

石川 啓太郎

（乙）青森県青森市勝田一丁目3番1号

あおもり創生パートナーズ株式会社

代表取締役社長

工藤 貴博

（丙）青森県弘前市文京町1番地

国立大学法人弘前大学長

楠田 真作